



戸田の活動状況：2008年7/30報告（主に議会関連）

**自公の手先・自己中ペテン師＝橋下打倒！
後期高齢者医療制度粉！、で過激に運動してます！**

**猛暑お見
舞い申し
ヒゲます。**

★府庁周辺も含めて街宣車でガンガンと橋下批判を訴えたり、反橋下の様々な集会に出て動画撮影をして、それらをHPアップしてます。反橋下の動画報道の多彩さ・深さでは日本一。
★後期高齢者医療の大阪府広域連合議会に毎回乗り込んで糾弾し、実力で動画撮影を敢行！それをHPにアップ！日本でただひとつの実況動画です。

公明党議席比率日本一（32%！）、共産党も含めた会派談合・密室体質の門真市議会では

●07年市議選で定数6減の22人体制（市人口13万人強）。隣接の守口市（人口14万人強）は定数8減の22人体制。共に公明党7で議席比率32%で日本最高に並ぶ。（門真市は従来は公明党比率28.6%で「単独日本一」だった。）

★議会体質が少しだけ改善されて、今年度、戸田が9年ぶりに派遣議員に入れた！

（99年初当選の年に派遣議員視察での観光地見物をバクロ批判して以降、2000年度からずっと排除だった）

●ただし、常任委員会の方は10年連続の文教常任委員閉じ込めのまま！議運での発言申し出は全て拒否。

★3月議会で政務調査費条例を領収書添付義務づけほか抜本的先進的に改善（実施は09年度から）。

戸田は07年から領収書添付で詳細な報告書を「自主提出・HP公表」し、尻を叩いてきた。

（月あたり政務調査費4.5万円・視察費1.5万円。改訂以前は政務調査費のみで月あたり6万円）

◆月額で議長7万7600円、副議長4万3650円、監査委員4万5000円、委員長6000円、副委員長3000円。期末手当加算（月額×1.2×4.45）もあり。派遣議員は月1.2万円、農業委員は月2.8万円。（期末手当無し）これらは全て「議員の隠れ手当」であり、戸田はその全廃を訴えている。（残すとしても議会3役手当のみ、大幅削減した上で）。※大阪府内では33市のうち18市超が委員長・副委員長手当を廃止済み。

★戸田は派遣議会（飯盛霊園）構成4市の全議員に「議員報酬全廃を第2回の12月議会で議決するべし。さなければ戸田は自主返上・大キャンペーンをする！」と文書通告し、7月議会で派遣議会史上初めてこの問題を取り上げ、議事録に残した。※共産党議員はこれら「隠れ手当」問題を全く取り上げようとせず。

●戸田提起で議会HPに提出議案概要を議運提出時から載せるようになったものの、「議会で決まった事」を速報せず、3ヶ月後の紙の議事録公開で分かるのみ。2ヶ月後発行の「議会だより」では本会議質問項目を出すだけで、質問者の氏名も答弁概要も無しでほとんど無意味。

門真市行政では・・・

★戸田の提起で06年から工事発注で○適（まるてき）生コン使用を義務づけ（品質維持のため、単なるJISではダメ）

★戸田の提起で、民間委託・指定管理の業者から就業規則・給与規定を提出させた。（施設管理、学校給食調理、児童クラブなど）08年からは新規応募の全業者に適用。（事例：保育園民営化・ゴミ収集一部民間委託）

★都市整備問題について幹部職員を動画取材しHPアップした。（橋下エセ改革PT案阻止のため）全国初の企画だと思う。・・・与党議員からの「反響」に当局が困って、当分は動画取材無理になったが・・・

05年連帯労組・戸田弾圧事件での「戸田の議員クビ切り・公民権停止2年」の高裁不当判決（07年4/25）糾弾！ 上告してから1年3ヶ月が過ぎたが・・・



そろそろ最高裁の決定が出てもおかしくない。弁護士の予測では、早ければ今年の夏か秋に出るのではないかと（遅ければ年末か来春）、とのこと。無罪判決を得るために頑張っているけれども、「起訴されたら無罪率0.1%」（!）の日本の司法現実からして上告棄却が出る可能性の方が残念ながら高い。上告棄却の場合は、ある日郵便で通知が来て、棄却決定の日から戸田は「その日で議員クビ切り・2年間は立候補禁止」となる。（次の市議選は2010年4月）さあどうなるか？！

「議員逮捕勾留で議員報酬停止」の条例改悪の動きを糾弾する！

- 1：汚職議員事件を契機に06年神戸市議会、08年5月大阪府議会で。（6月高槻市議会ではかろうじて阻止）
- 2：しかし、A：逮捕や起訴だけでの不利益処分は不当。B：冤罪の場合もあり得る。C：後で無罪となっても拘留時点での報酬停止の種々の損害は取り返しがつかない。
D●不当な権力弾圧で狙い打ちされたら、裁判闘争や生活の費用も奪われる！権力弾圧やり放題！
E●「報酬停止された議員」に生活・活動費をカンパする事は「政治献金」であり、献金者の全ての氏名住所を会計ノートに記載しなければならない。権力がガサ入れして献金者情報を得て威圧する事が可能になる。
F●無所属議員は「労組を含めた団体献金も禁止」だから、裁判闘争どころか生活自体が成り立たなくなる！
- 3：★「対案」は大衆運動で辞職要求をし辞職に追い込む事である。その労を惜しんで条例改定で機械的・権力的に片づけてもらおう、と思うのが大きな間違いである。仮にそれでも汚職議員が居座ったとしても、「冤罪」・「恣意的権力弾圧」による危険の大きさと比較して、それは明確に「民主主義のコスト」と割り切るべき事。
- 4：「議員」というのは、大きな行動の自由と社会的発言権を持つ、ある意味で「税金で養われる活動家」であり、権力にとっては「議員」が国家政策に反対して行動する事を叩きつぶしたい、と思うのは必然である。

●「逮捕議員は議員報酬停止」という条例改悪は、権力の弾圧衝動を間違いなく促進する！